《自治体における市民・議会・行政の関係》

何を検討すべきか（検討テーマ）	どのように規定するか（検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等）

◇自治体における市民・議会・行政の関係って何？

市民・議会・行政の関係

- C）政策内容を提案するのが市民、利害調整をするのが議会、政策の実現可能性を検証し、目指すのが首長

自治体をともに構成する主体・・・

- ・市民、議会、行政を対象とした条例に
- ・双方向、市民と？（この自治体とは何か）

市民が主役、行政・議会はサポート役・・・

- ・市民あっての自治体であり、議会、行政はサポート役
- ・大きな自治体を統制することの難しさ、議会と執行機関それぞれのコントロールをどうするか。距離を埋める方策を考える。

□市民と行政の関係とは？

◇市民と行政の関係はどうあるべきか？

- ・市民の権利規定と行政の行為規範規定との調整

→行政サービスの減少分は、市民が“動く”ことで対応

目標と役割分担の明確化

- A）パートナーシップは市民、行政の役割と責任を明確にする
- C）市民参加の基本＝市民と行政が共通の認識、目標をもった協働作業を進める
- C）行政は、市民の力でできることまでせず、仕事を広げすぎない

行政と市民の役割分担についての課題

- B）行政のサービス減少分を市民が担うといっても限界があるのでそれをどうしていくか考える必要がある
- C）市民参加、参画は市民の生活の負担にならないようにする
- ・日々の生活があるので、市民はすべて市政を担うことができない

市民と行政の協働

◇協働のあり方、パートナーシップのあり方とは？　・・・平等？、委託者と受託者？、主権者？、納税者？・・・

協働にあたっての市民と行政の関係とは？

- ・行政の役割、市と区、区と市民との関係
- ・市民と行政との関係と進め方
- ・市民と行政との関係

協働のあり方とは？

- A）パートナーシップについて、行政と市民の役割とは
- A）市民と行政職員のスキンシップによる共栄共存をどうするか
- ・市（行政）と市民のパートナーシップ

市民が主権者（前提）

- B）市民が主権者
- ・市民らしい自治を築き、市民の主権に基づいた市民参加の実現を
- ・決定の際における議会・行政・市民の参画について

その上で・・・

- C）双務契約を結ぶ

対等関係

- C）自治体と市民は対等に
- ・市民と行政は対等に！（時には相反するときもあり）

緊張関係の維持

- C）協働よりも監視、敵対する市民が必要（パートナーではなく敵対者としての市民）

参加・参画・協働

◇市民と行政の協働をどのように実現するの？

- ・市民参加の行政

市民は・・・

- C）市民は権利と責任を自覚して積極的に参加してほしい

合意形成

- B）きちんと市民と行政での合意をつくるべき

行政は・・・

- C）決定された内容を忠実に実行する責任
- A）多様なニーズを仕分けする（早期、中期、長期）役割

どの段階から？

- ・まちづくりは計画段階から市民参加
- C）施策の計画段階からの参加
- C）各段階からの参加

どのような棲み分けで？

- ・市民参加には、「政策決定過程への参加」と「事業への参加」がある
- A）市民、行政それぞれの得意技

◇行政施策へ市民参加 市民参画 が促進される仕組みとは？

- ・主役である市民の参加
- ・市民参画を促進するもの
- A）市民の地域社会はどのようにして形成されるか
- A）市民の間の合意形成はどのようにして成立するか
- A）参加、参画、の方法は（選出、公募など）

どのような仕組みで？

- ・市民・住民の意見が反映される仕組み

参加のルールの明確化

- ・参加のルール条例を盛り込む
- B）協働の方式を明確にする
- B）理念、抽象的表現だけでなく、実現するための具体的仕組み、ルールを盛り込む
- B）理念の一例として、市民と行政又は市民同士の信頼感の構築が参加、協働に必要
- B）参加、協働の中身を詰めること、ex）対象事業計画，仕組み、ルール

情報の共有化・透明化

- B）合意形成、情報の共有と徹底した議論
- A）知る権利とは知らされるものと知る努力を果たすべきものとがある（市民と行政の関係）
- B）情報公開、提供は、自ら進んで十分説明を伴う（セット）明記と所見提示
- B）市民と行政、できること、できないことの理由、説明責任をきちんとする
- A）協働参加のために共有する公開情報化
- A）施策の検討、決定、実施を通じて情報の公開と広く市民の意見を吸収、反映する
- B）市民と行政は対等にあるのはよいが、情報は行政が多く持っている。やはりリード役をお願いしたい。

委員会・審議会への参加

- C）行政委員会に「市民委員」を入れるように努める
- ・基本条例の中に今回のような検討委員会を設置することを規定できるか
- C）審議会への市民参加
- C）審議会の公開
- ・審議会、委員会、テーマ、メンバー構成等を市民も決められるように

アウトソーシング

- ・市民から行政へのアウトソーシングの定義化
- A）アウトソーシングしていることの自覚（市民の）

フォーラム・タウンミーティング

- C）市民フォーラム、タウンミーティング

行政に対する市民評価

- B）参加、協働の成果評価と過程の透明化
- B）首長、行政評価の透明化

開かれた行政窓口

- B）市民と行政の協働は、市民に対して開かれた行政の窓口をどう広げていくかが重要である

町会の市民参加

- B）地域エコ排除、代替案提示義務

住民投票制度の活用

その他

- A）自己申告、自己申請しないと、市民は損をする制度の廃止

- B）行政を監視する担い手は誰か
- B）行政の仕事を誰がどのように評価したらよいか
- B）市政に無関心な層をどう取り込んでいくか

◇市民同士の合意形成がスムーズに行われるためには？

- ・合意形成の仕組みをいかにつくるか
- ・様々な考えの市民が公平にどう折り合いをつけるか、折り合いのつけ方のルールが必要
- ・市民の参加についての問題点（司法制度、裁判員制度も参考に）
- C）参加しない、参画しない市民との関係のつくり方

その仕組みとは？

- C）仲良しグループは協働ではない

〈志木市の例①〉
市政運営基本条例～市民委員会～
→市民による「第２の市役所」

〈志木市の例②〉
公共事業市民選択権保有条例
～民意審査会～